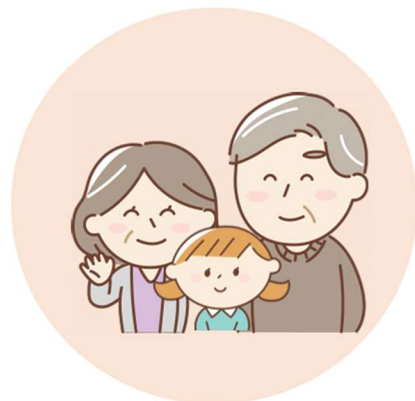


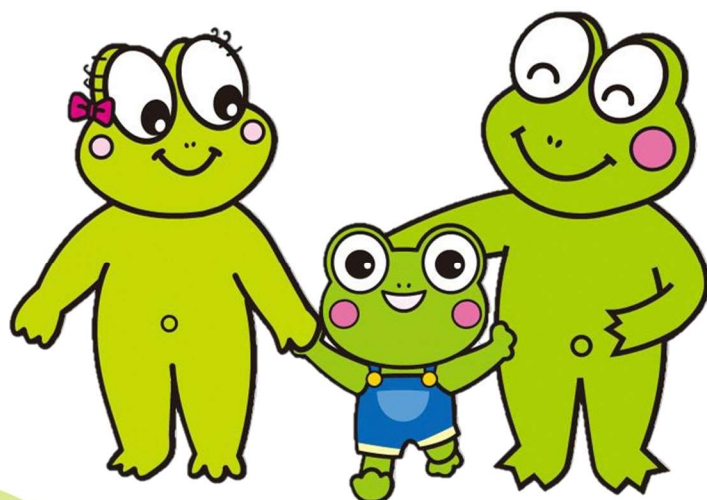


第3期



江北町

子ども・子育て 支援事業計画



令和7年3月

江 北 町



目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	1
3 国の動向	2
4 第3期子ども・子育て支援事業計画策定指針	2
5 計画の策定方法	3
6 進行管理	4
第2章 江北町の子ども・子育てを取り巻く現状.....	5
1 総人口と年齢3区分別人口	5
2 出生数の推移	6
3 総人口と児童人口の推計	7
4 アンケート調査からみる子ども・子育て家庭の状況	9
第3章 計画の基本理念と基本目標.....	20
1 計画の基本理念	20
2 計画の基本目標	21
第4章 基本目標ごとの取組.....	22
基本目標1 家庭・地域における子育て支援の充実	22
基本目標2 妊娠・出産期からの切れ目ない支援の強化	25
基本目標3 配慮が必要な子どもや家庭等への支援	27
基本目標4 職業生活と子育ての両立の促進	29
基本目標5 安心して子育てできる環境の整備	30
第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	31
1 教育・保育提供区域	31
2 事業計画の体系	31
3 事業計画	32
3-1 教育・保育施設	32
3-2 地域子ども・子育て支援事業	36
4 幼児教育・保育の一体的な提供と体制の確保	51
5 幼児教育・保育に関する支援と指導監査	51

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全国的に人口減少、少子高齢化が進行する中、本町においても高齢化、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て世帯の経済的・精神的な負担の増加が懸念されています。

国においては、これまで待機児童対策や幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止対策の強化等、子ども・子育てに関する施策の充実に取り組んできました。令和5年4月には「こども基本法」が施行され、次代の社会を担う全ての子どもが、健やかに成長することができ、将来にわたって、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための施策や取組が進められています。

本町では、令和2年3月に「第2期江北町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、「地域で子育て！みんなでつなごう子どもの笑顔」を基本理念として、子ども・子育て支援に関する各種施策に取り組んできました。第2期計画が令和6年度をもって終了することから、社会情勢、国の動向等、本町の子どもと家庭を取り巻く状況を踏まえ、令和7年度～令和11年度を計画期間とする「第3期江北町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけと期間

（1）計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」を一体的に策定します。本計画の策定にあたっては、「第4次江北町総合福祉計画」、「江北町まちミライ創生プラン」等の各分野の関連計画等との整合を図っています。

（2）計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

【計画の期間】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
第3期江北町子ども・子育て支援事業計画					次期計画				

3 国の動向

第2期計画が策定されて以降、下記の表のように子ども・子育て支援に関して制度改正等が行われています。

【子ども・子育て支援に関する国の動向】

時 期	概 要
令和5年4月1日	「こども基本法」が施行
令和5年12月22日	こども基本法第9条に基づき「こども大綱」を閣議決定
令和6年4月1日	児童福祉法が改正され、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の機能が一体となった「こども家庭センター」が開設
令和6年5月31日	「こどもまんなか実行計画」の決定
令和6年6月5日	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、妊婦等包括相談支援事業やこども誰でも通園制度、産後ケア事業等、子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

4 第3期子ども・子育て支援事業計画策定指針

子ども・子育て支援法等の改正により、基本指針が次のように改正されています。

1) 家庭支援事業の新設・拡充

次の3事業が追加されています。

- ① 子育て世帯訪問支援事業
- ② 児童育成支援拠点事業
- ③ 親子関係形成支援事業

2) こども家庭センター及び地域子育て相談機関の設置

3) 妊婦等包括相談支援事業の追加

4) 児童発達支援センター等に関する事業の追加

5) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の追加

6) 産後ケアに関する事業の追加

5 計画の策定方法

(1) 江北町子ども・子育て会議による計画内容の協議

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「江北町子ども・子育て会議」において、慎重に協議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

住民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や利用意向を把握し、計画に反映させるため、アンケート調査を実施しました。

【調査の種類と実施方法】

調査の種類	調査の対象者	実施方法	調査期間
① 就学前児童調査	就学前児童（0～5歳）の保護者	施設・郵送による配布・回収	令和6年3月
② 小学生児童調査	小学生児童（1～6年生）の保護者	学校・郵送による配布・回収	

【配布数と回収状況】

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
① 就学前児童調査	370	245	66.2%
② 小学生児童調査	300	266	88.7%

(3) パブリックコメントの実施

【実施方法】

掲出期間	掲出方法	提案数
令和7年3月7日（金）から 令和7年3月21日（金）まで	江北町ホームページへの掲載、こども教育課窓口での掲出	0件

6 進行管理

(1) 進行管理・評価

江北町子ども・子育て会議において、本計画に基づく事業や取組の実施状況、教育・保育施設・地域型保育事業の認可等の状況や実績について、点検・評価・見直しを行い、改善を図ることで着実な推進に努めます。

また、計画の中間年を目安として、必要時には計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等は町のホームページ等で公表します。

(2) 関係機関との連携

子ども・子育て支援をより効果的に推進するために、庁内の保健、医療、教育等の関係各課や、児童相談所、保健所、教育機関、警察等の関係機関との連携を強化するとともに、家庭や地域、子ども・子育て支援に関して主体的に取り組んでいる住民団体、ボランティア、学校、社会福祉協議会、民生委員児童委員、企業等との連携や協働のもとに取り組めます。

(3) 国・県との連携

ひとり親家庭の自立支援、障がいのある子どもや要保護児童への対応など、専門的な支援を必要とする場合については、周辺の自治体や県との連携・調整を図ります。

また、子ども・子育て支援の充実に向けて、住民の意見やニーズを把握し、保健、医療、福祉等の施策や制度等に関して、国や県に対して積極的に提言や要望を行っていきます。

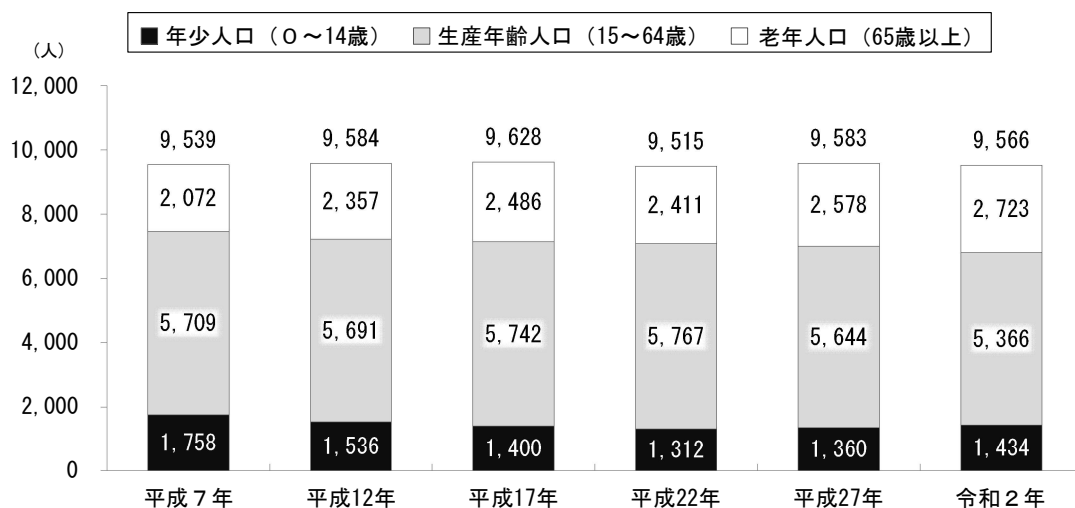
第2章 江北町の子ども・子育てを取り巻く現状

1 総人口と年齢3区分別人口

総人口は平成12年から増減を繰り返しており、令和2年は9,566人となっています。また、年齢区分別にみると、生産年齢人口（15～64歳）は減少している一方で、老年人口（65歳以上）が増加しており、労働力の減少が進んでいます。

人口構成比をみると、令和2年の年少人口（0～14歳）は15.0%となっており、平成17年以降で最も高くなっています。

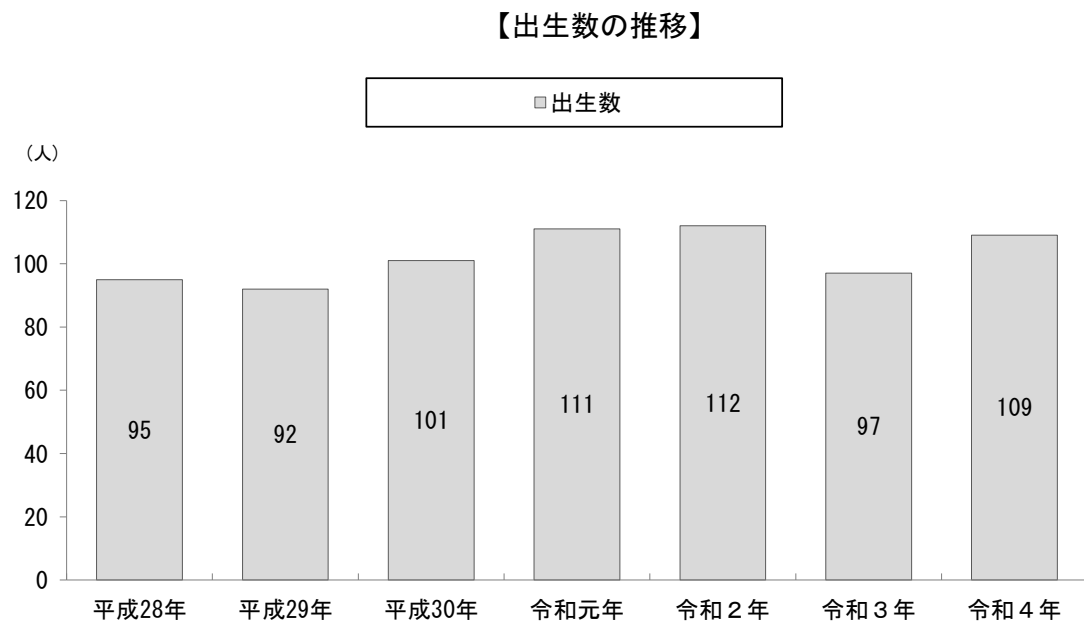
【総人口と年齢3区分別人口の推移】



資料：国勢調査

2 出生数の推移

出生数は、平成 28 年度以降、増減を繰り返しています。



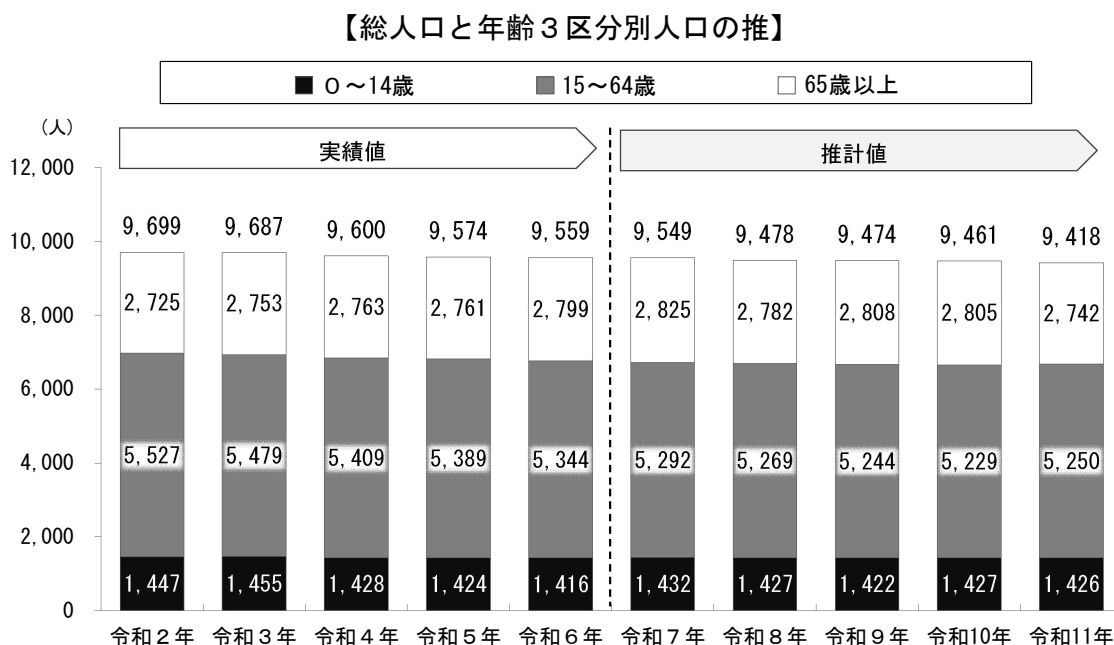
資料：人口動態統計

3 総人口と児童人口の推計

(1) 総人口の推計

令和2年～令和6年の各歳別人口（各年4月1日時点）の実績等を用いて、コーホート法（過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生数、出生者の男女比等を用いて将来人口を算出する方法）で将来人口の推計を行っています。

総人口は、令和2年度以降から緩やかに減少しており、令和11年に9,418人になると推計されています。また、年齢3区分別にみると、0～14歳は令和11年で1,426人と推計され、令和6年の1,416人と大きな差はみられません。一方で、15～64歳は令和6年の5,344人から令和11年で5,250人と94人の減少が見込まれています。



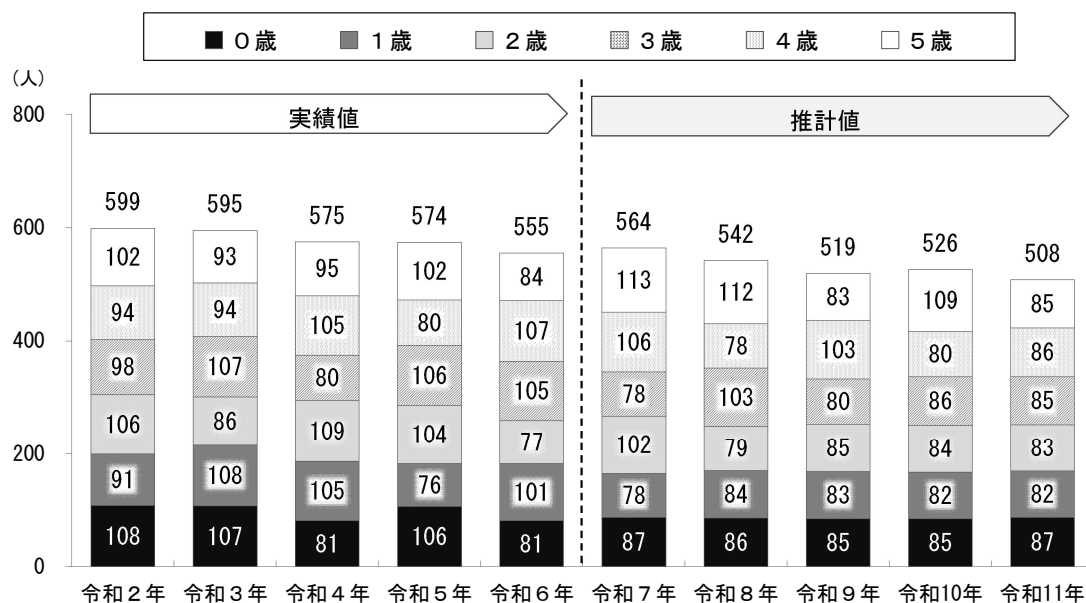
資料：令和2年～令和6年は住民基本台帳（各年4月1日）
令和7年～令和11年は推計人口

(2) 児童人口の推計

就学前児童に該当する0～5歳人口は令和6年の555人から、令和11年で508人となり、47人の減少が見込まれています。

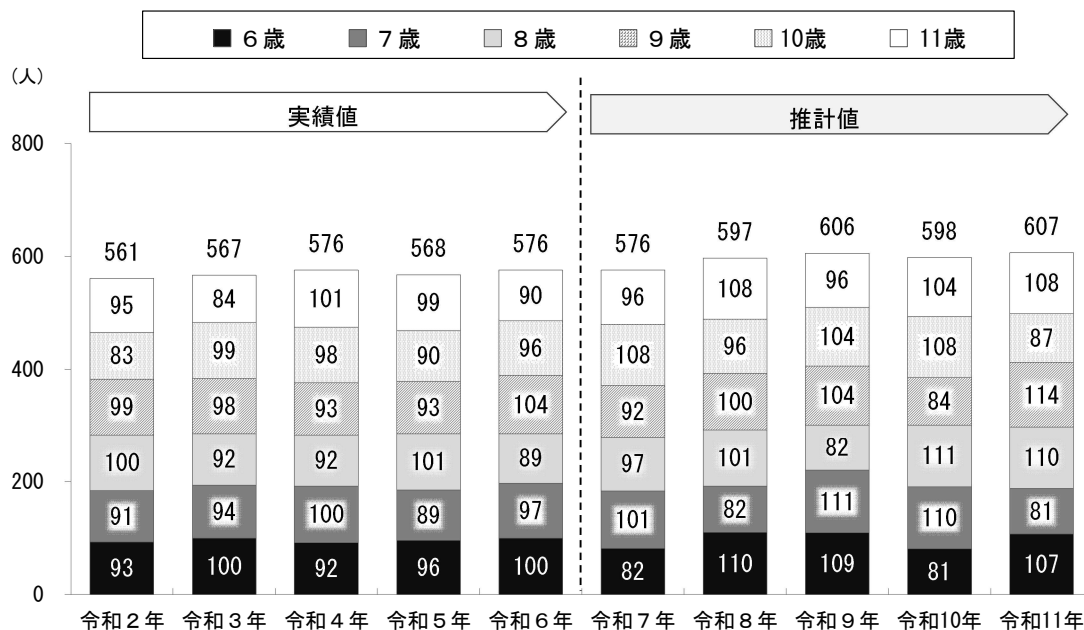
また、小学生児童に該当する6～11歳では、令和6年の576人から令和11年で607人となり、31人の増加が見込まれています。

【0～5歳人口の推移】



資料：令和2年～令和6年は住民基本台帳（各年4月1日）
令和7年～令和11年は推計人口

【6～11歳人口の推移】



資料：令和2年～令和6年は住民基本台帳（各年4月1日）
令和7年～令和11年は推計人口

4 アンケート調査からみる子ども・子育て家庭の状況

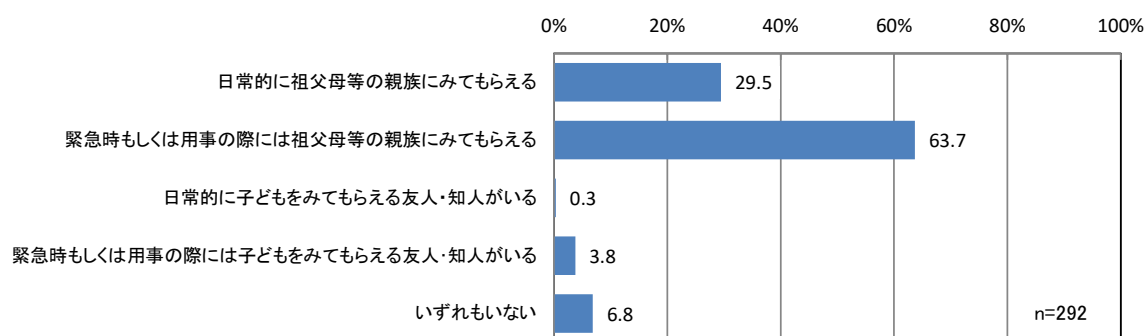
(1) アンケート調査結果の概要

1) 日頃、子どもを預かってもらえる親族や知人

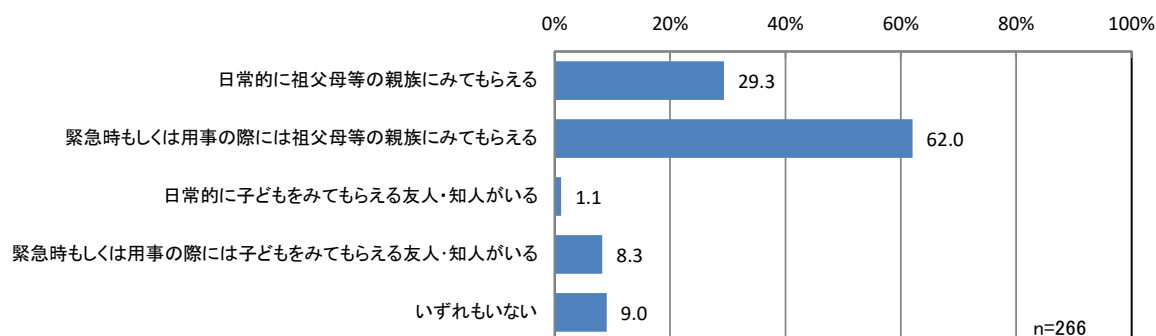
就学前児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が63.7%と最も高く、次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が29.5%、「いずれもない」が6.8%となっています。

小学生児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が62.0%と最も高く、次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が29.3%、「いずれもない」が9.0%の順になっています。

【子どもを預かってもらえる親族や知人（就学前児童）】



【子どもを預かってもらえる親族や知人（小学生児童）】

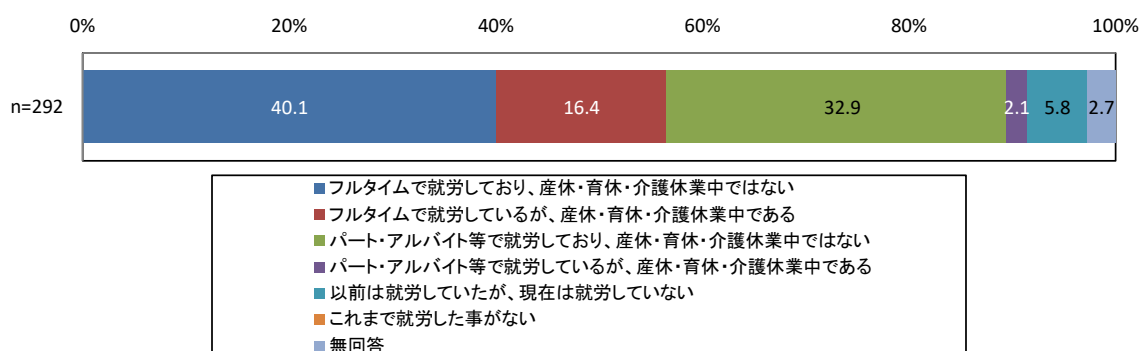


2) 母親の就労状況

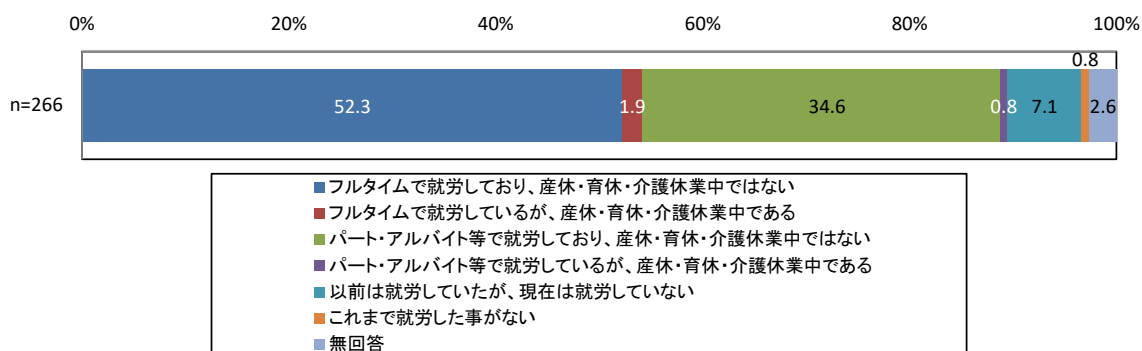
就学前児童では、「フルタイム」で就労している人は 56.5%で、そのうち「産休・育休・介護休業中ではない」が 40.1%と高くなっています。また、「パート・アルバイト等」で就労している人は 35.0%です。

小学生児童では、「フルタイム」で就労している人は 54.2%で、そのうち「産休・育休・介護休業中ではない」が 52.3%となっています。また、「パート・アルバイト等」で就労している人は 35.4%です。

【母親の就労状況（就学前児童）】



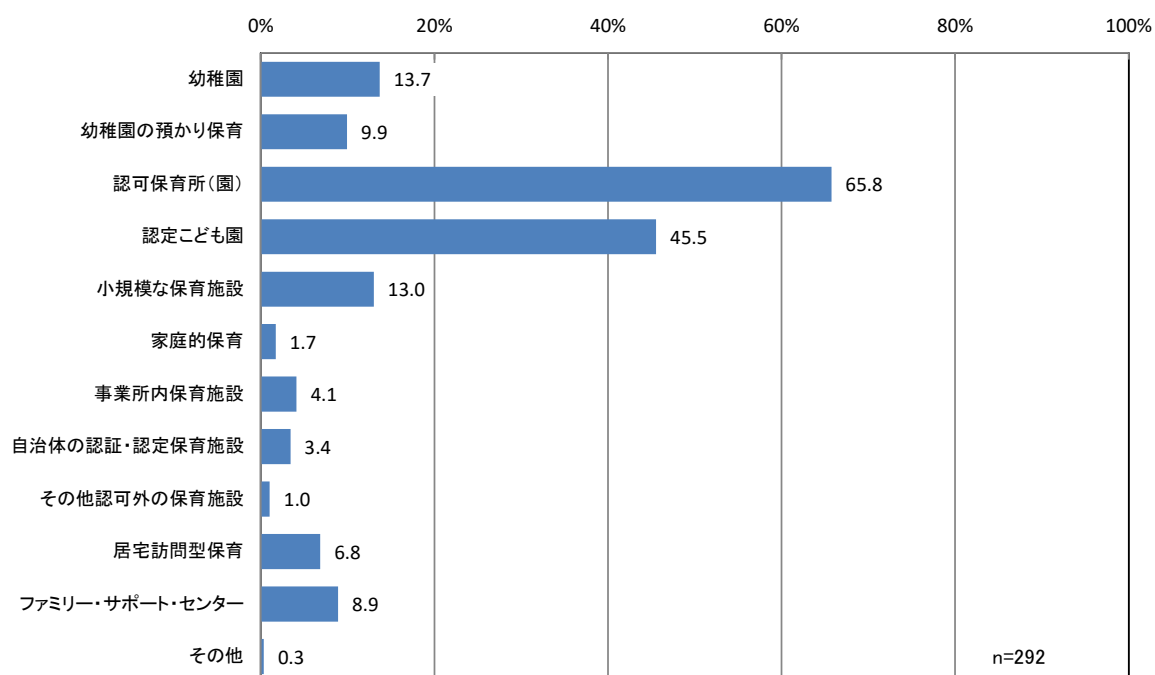
【母親の就労状況（小学生児童）】



3) 定期的（平日）に利用したい教育・保育事業

「認可保育所（園）」が65.8%と最も高く、次いで「認定こども園」が45.5%、「幼稚園」が13.7%となっています。

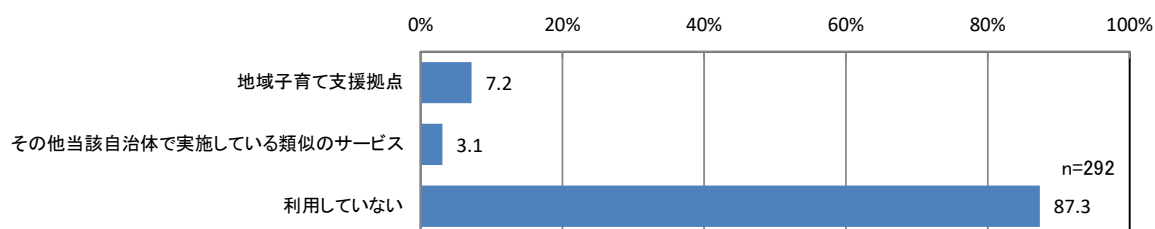
【教育・保育事業の利用意向（就学前児童）】



4) 地域子育て支援拠点事業の利用状況について

「利用していない」が87.3%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点」が7.2%、「その他自治体で実施している類似のサービス」が3.1%となっています。

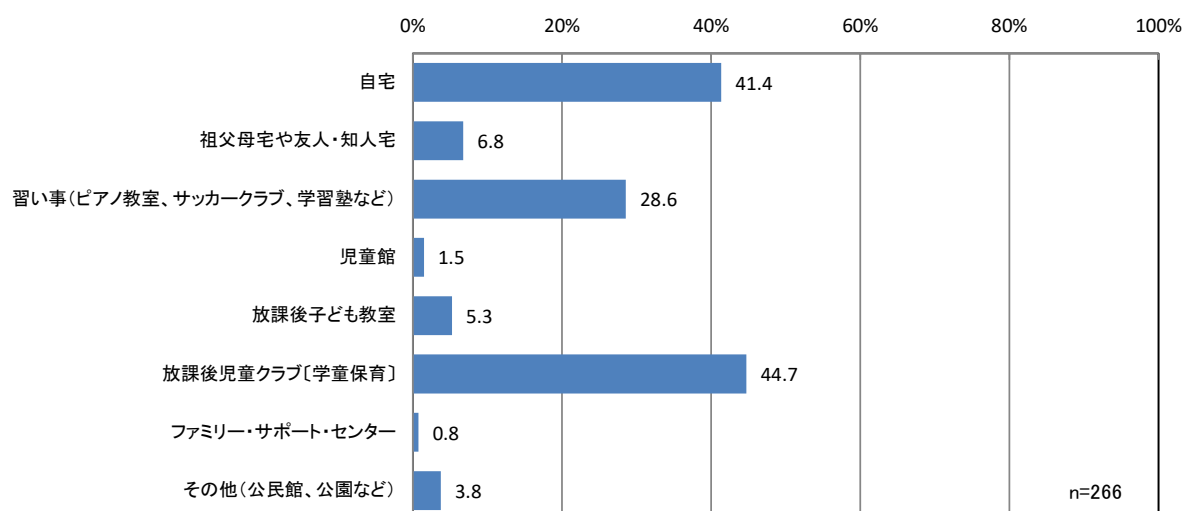
【地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前児童）】



5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

「放課後児童クラブ(学童保育)」が44.7%と最も高く、次いで「自宅」が41.4%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が28.6%となっています。

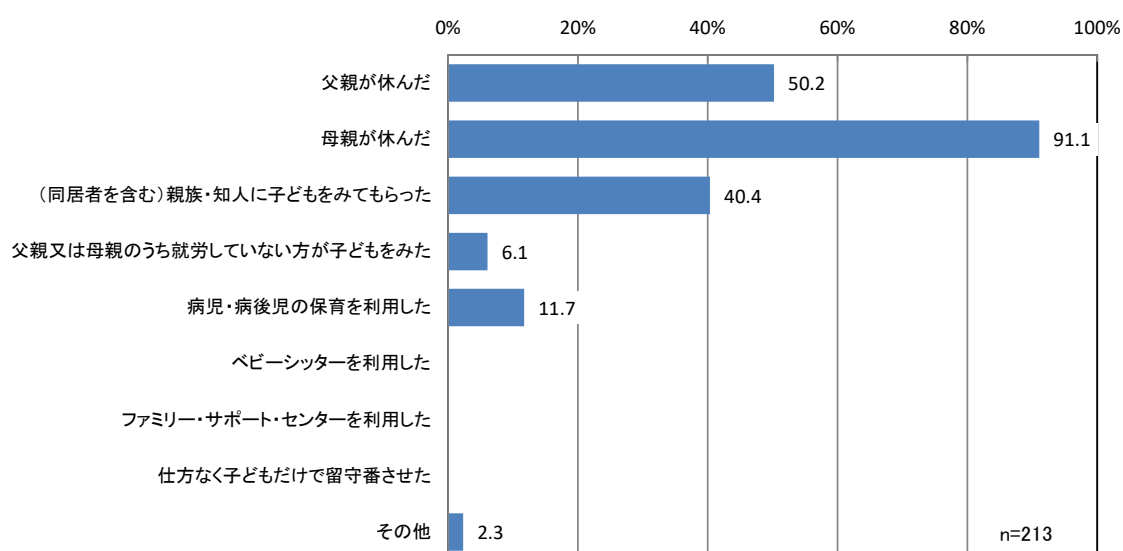
【放課後の過ごし方(小学生児童)】



6) 子どもが病気の際の対応について

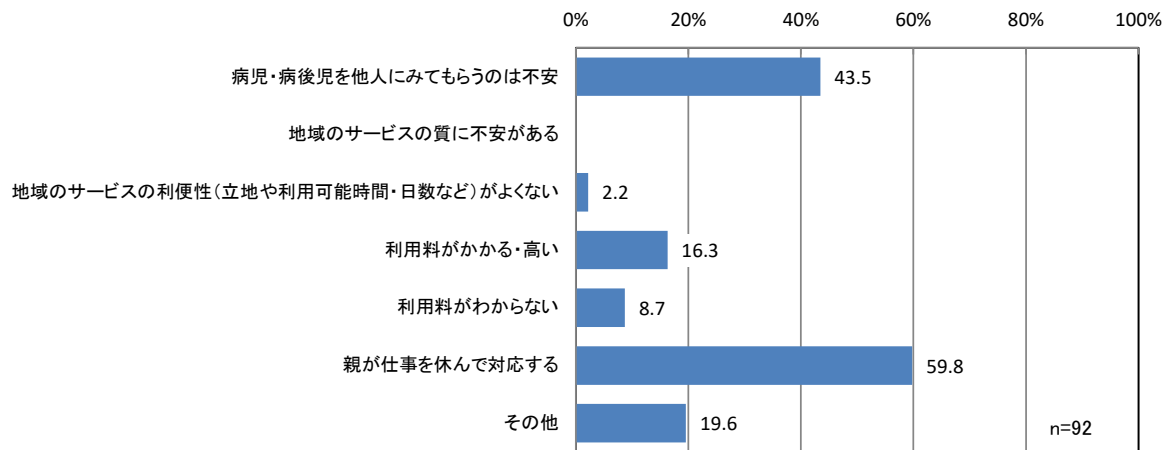
就学前児童では、「母親が休んだ」が91.1%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が50.2%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が40.4%となっています。

【子どもが病気の際の対応(就学前児童)】



また、子どもが病気の際に病児保育施設等を利用したいとは思わない理由について、「親が仕事を休んで対応する」が59.8%と最も高く、次いで「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が43.5%、「利用料がかかる・高い」が16.3%となっています。

【病児保育施設等を利用したくない理由（就学前児童）】

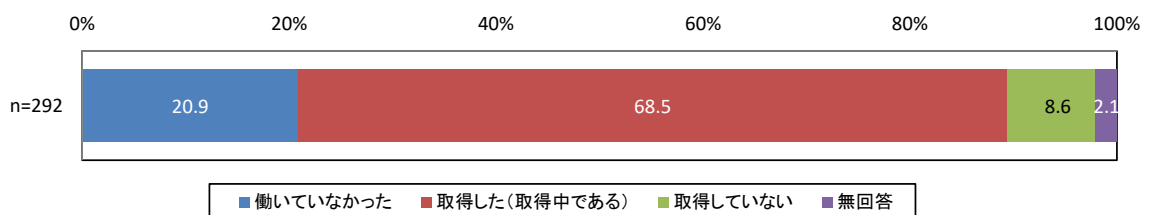


7) 職場の両立支援制度について

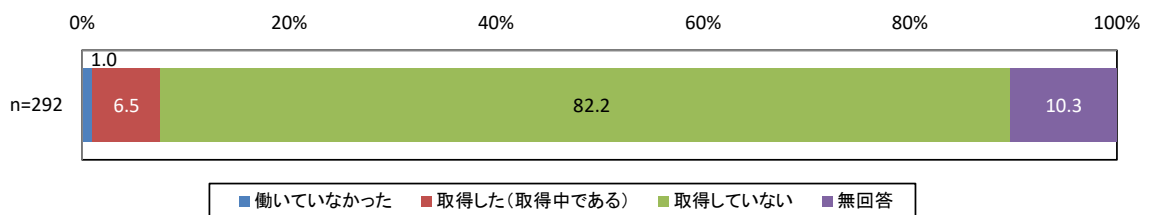
就学前児童における母親の育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」が68.5%と最も高く、「取得していない」が8.6%となっています。

また、父親の育児休業の取得状況は、「取得していない」が82.2%と最も高く、「取得した（取得中である）」が6.5%となっています。

【母親の育児休業等の取得状況（就学前児童）】



【父親の育児休業等の取得状況（就学前児童）】

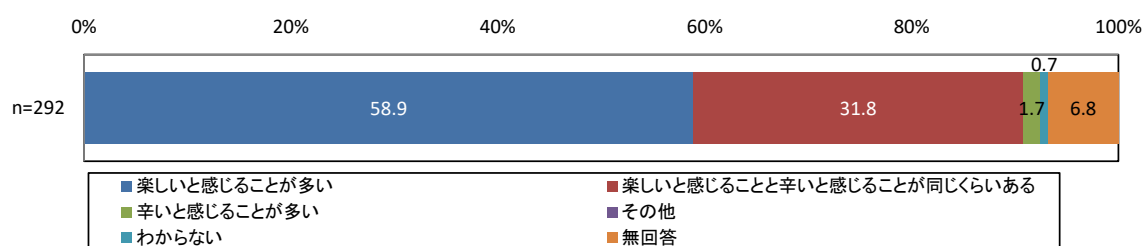


8) 子育てについて感じる事

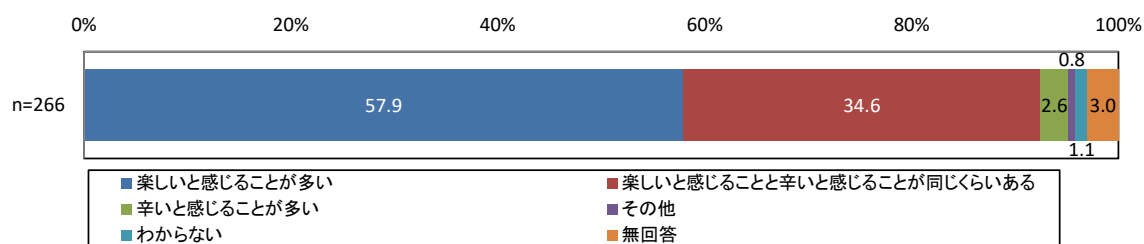
就学前児童における子育てについて、「楽しいと感じることが多い」が 58.9%と最も高く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらいある」が 31.8%、「辛いと感じることが多い」が 1.7%となっています。

小学生児童では、「楽しいと感じることが多い」が 57.9%と最も高く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらいある」が 34.6%、「辛いと感じることが多い」が 2.6%となっています。

【子育てについて感じる事（就学前児童）】

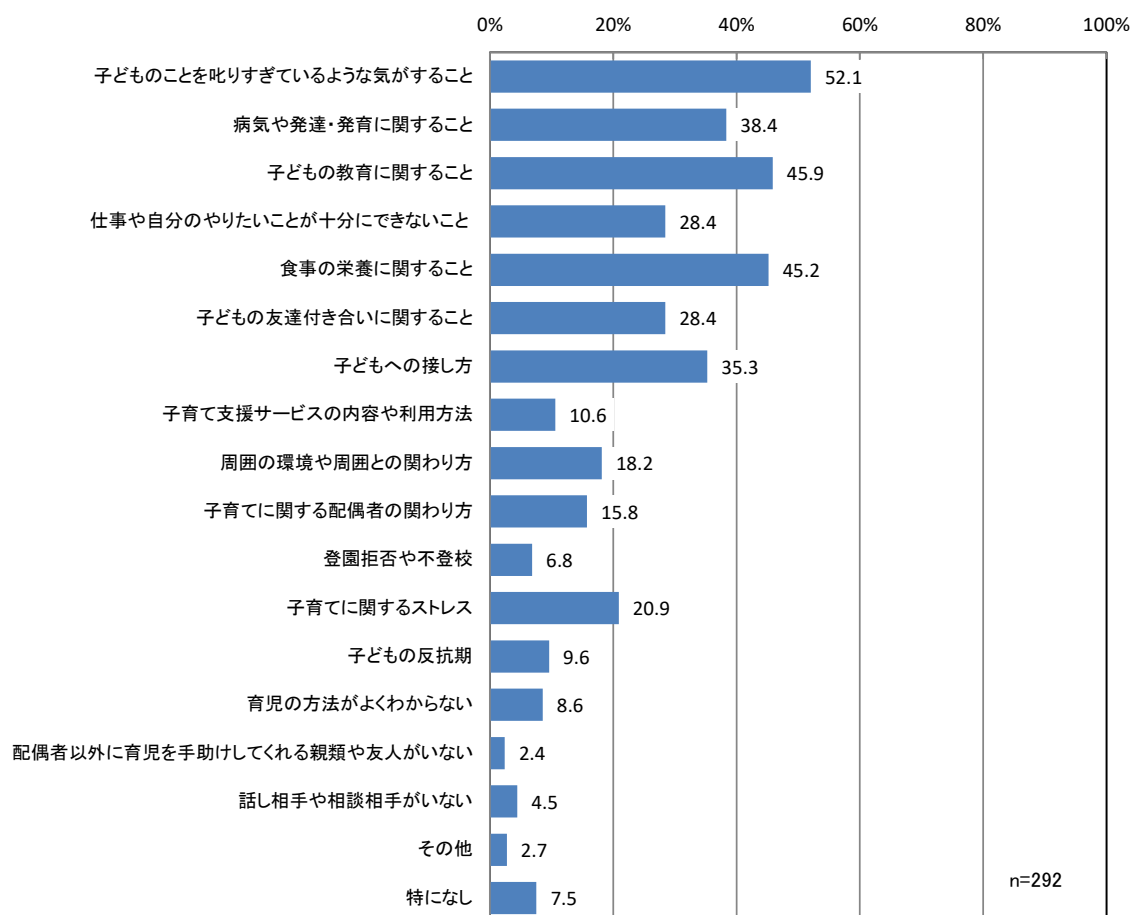


【子育てについて感じる事（小学生児童）】



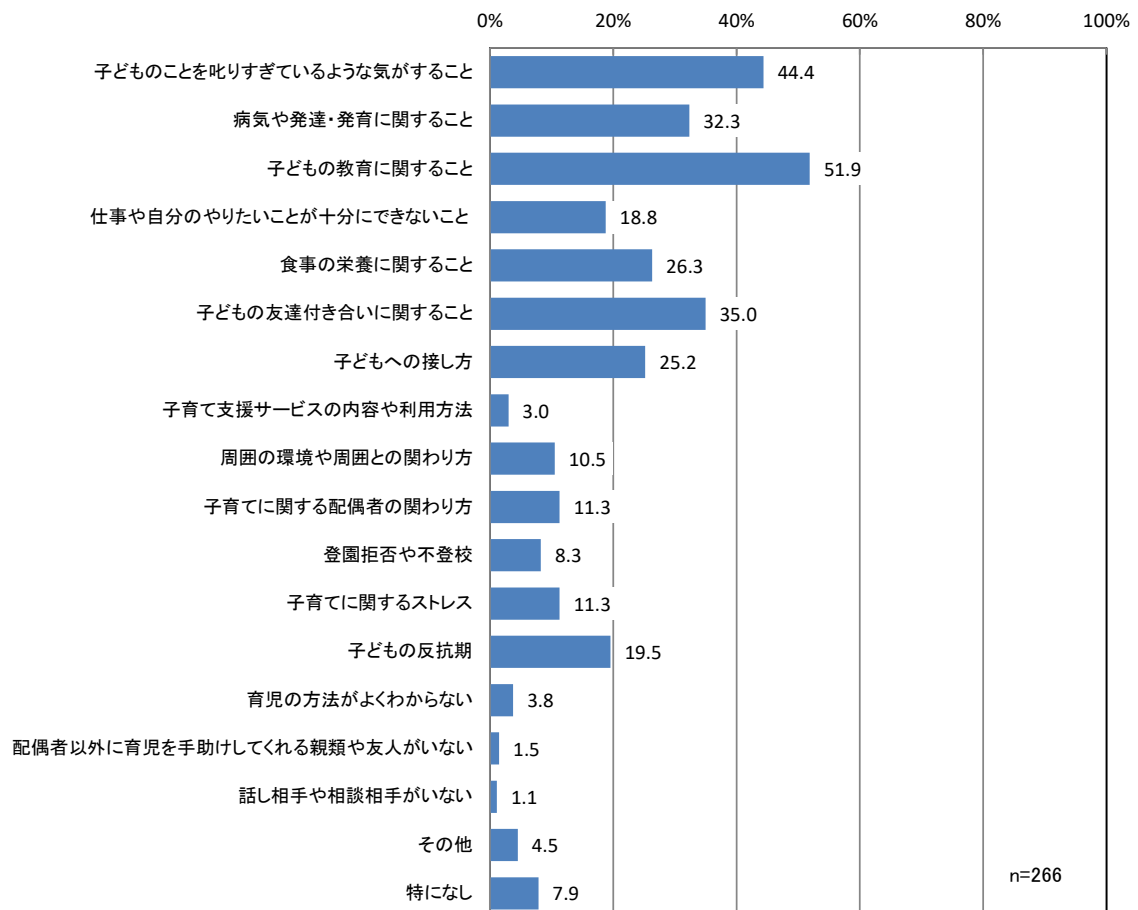
また、子育ての不安や悩みについて、就学前児童では、「子どものことを叱りすぎているような気がする」とが52.1%と最も高く、次いで「子どもの教育に関する」とが45.9%、「食事の栄養に関する」とが45.2%となっています。

【子育ての不安や悩み（就学前児童）】



小学生児童では、「子どもの教育に関すること」が 51.9%と最も高く、次いで「子どものことを叱りすぎているような気がする」とが 44.4%、「子どもの友達付き合いに関すること」が 35.0%となっています。

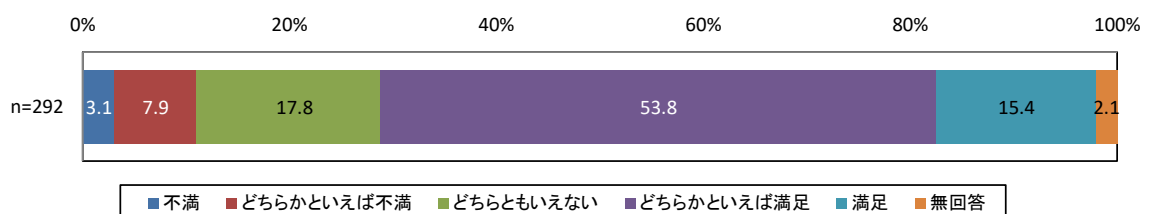
【子育ての不安や悩み（小学生児童）】



9) 地域における子育て環境や支援への満足度

地域における子育て環境や支援については、「どちらかといえば満足」が 53.8%と最も高く、次いで、「どちらともいえない」が 17.8%、「満足」が 15.4%となっています。

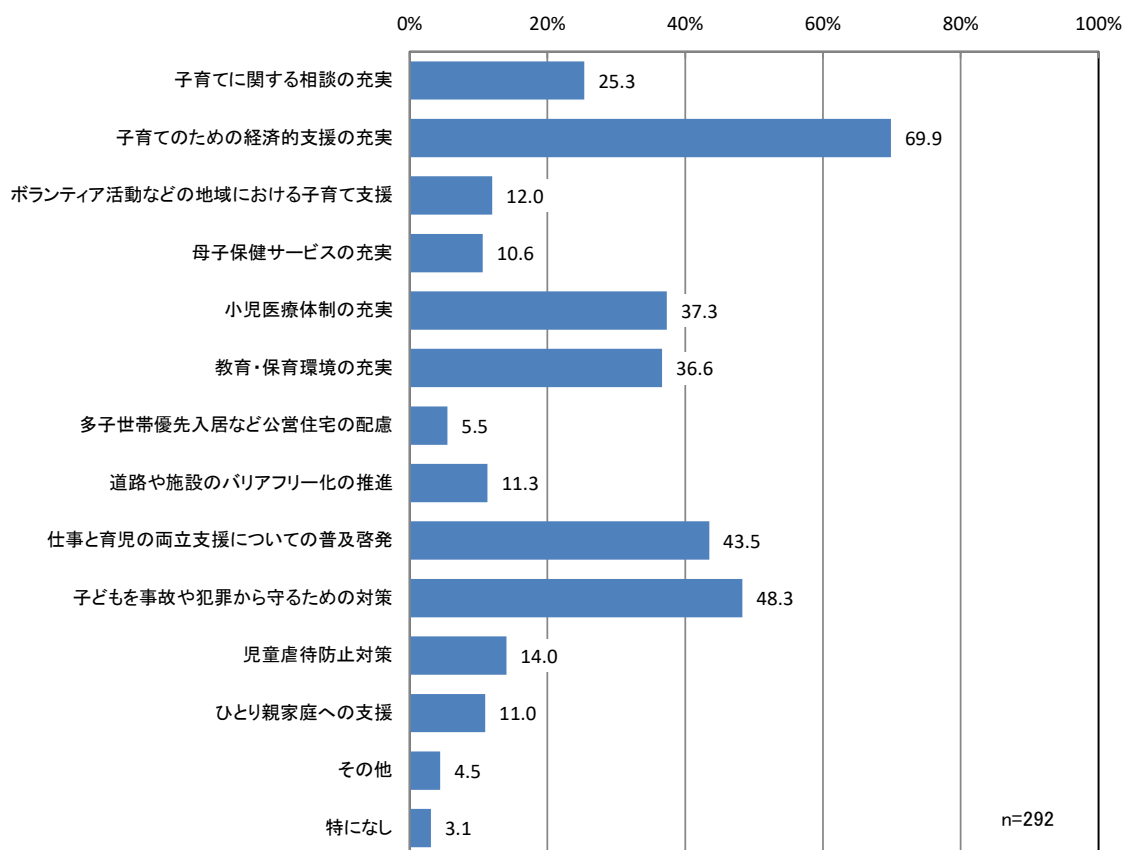
【子育て環境や支援への満足度（就学前児童）】



10) 町の子育て環境の充実度

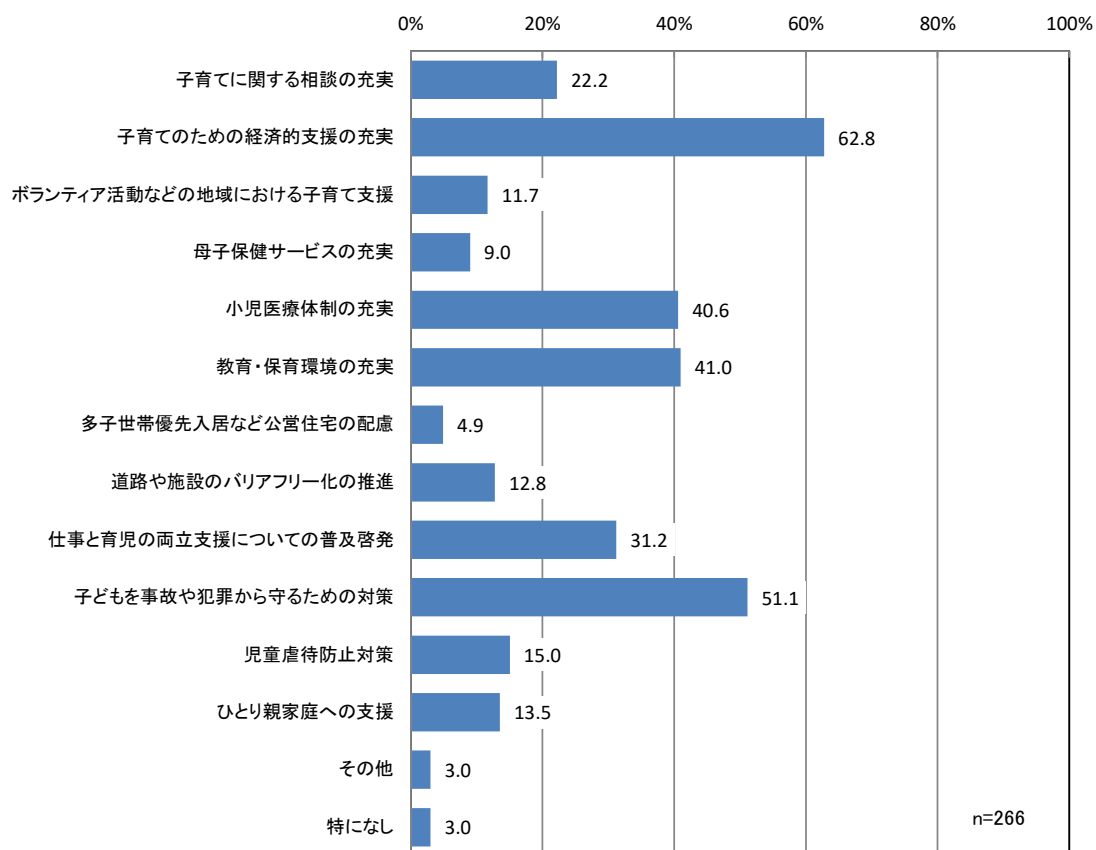
就学前児童における、子育てのために充実して欲しいことは、「子育てのための経済的支援の充実」が 69.9%と最も高く、次いで、「子どもを事故や犯罪から守るための対策」が 48.3%、「仕事と育児の両立支援についての普及啓発」が 43.5%となっています。

【子育てのために充実して欲しいこと（就学前児童）】



小学生児童では、「子育てのための経済的支援の充実」が 62.8%と最も高く、次いで、「子どもを事故や犯罪から守るための対策」が 51.1%、「教育・保育環境の充実」が 41.0%となっています。

【子育てのために充実して欲しいこと（小学生児童）】



(2) 子ども・子育て家庭を取り巻く課題の整理

1) 保護者の就労状況と教育・保育ニーズについて

アンケート調査では、両親ともにフルタイムで就労している割合が高くなり、認可保育所の利用意向が高まっている一方で、幼稚園の利用意向が低下しています。また、保育に関する需要に対して供給が不足している状況が発生しているため、需要に合った提供体制の整備が必要となっています。

2) 相談支援体制について

アンケート調査では、就学前児童の約6割が、子育てについて「楽しいと感じることが多い」と回答しているものの、子育ての不安や悩みについては、「子どものことを叱りすぎているような気がする」と52.1%の保護者が回答しています。また、「子どもの教育に関すること」が45.9%、「食事の栄養に関すること」が45.2%となっており、不安や悩みを抱えている保護者が多いことがうかがえます。身近な地域で気軽に相談できる人や場所の充実が必要です。

3) 地域での子育て支援について

アンケート調査では、地域における子育ての環境や支援への満足度について、就学前保護者からは「満足」が15.4%、「どちらかといえば満足」が53.8%に対し、「不満」が3.1%、「どちらかといえば不満」が7.9%となっています。

今後も、地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高め、地域住民の主体的な子育て支援活動を推進する必要があります。

4) 家庭と仕事の両立支援について

育児休業取得の割合はアンケート結果によると、「取得した（取得中である）」が母親の68.5%に対して、父親は6.5%と低い状況にあります。仕事と子育てを両立できる環境づくりを行うために、働き方に関する啓発や子育てに関する職場の理解促進を行うとともに、育児休業制度等の利用による経済的な負担の軽減策が求められています。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

本町では、第2期計画において、「地域で子育て！みんなでつなごう子どもの笑顔」を基本理念として掲げ、地域や関係機関と連携を図りながら子ども・子育て支援を推進してきました。本計画においても、第2期計画の基本理念を継承し、第4次江北町総合福祉計画の基本理念や江北町まちミライ創生プランの基本目標を踏まえつつ、家庭支援事業等の子育て家庭への総合的な支援の充実に努め、子育てを地域で支援する体制づくりを推進するとともに、子どもが尊重され、子育てが大切にされるまちづくりを推進していきます。

第3期子ども・子育て支援事業計画 基本理念

「地域で子育て！みんなでつなごう子どもの笑顔」

第4次江北町総合福祉計画

基本理念

町民誰もがいつまでも安全で安心に、いきいきと暮らしていける住みよい
まちづくりの実現

江北町 まちミライ創生プラン（令和3年度～令和7年度）

将来都市像

多様な芽が豊かに実る新田園都市 江北

【基本目標2】人の対流をつくり、人を育む社会を共創する

3 次代を担う大切な力の育成

- 子どもを生み・育てやすくするために必要な生活基盤の向上
- 子どもたちの個性を尊重し、豊かな自由発想を育てる仕組みづくり
- やりがいや達成感を味わうことで、一人ひとりが生きがいを育むための取組

2 計画の基本目標

計画の基本目標を次のように定めます。

1 家庭・地域における子育て支援の充実

保護者の就労状況に関わらず、全ての子ども・子育て家庭へ質の高い幼児期の教育・保育を提供するとともに、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

2 妊娠・出産期からの切れ目ない支援の強化

こどもセンターにおいて、妊産婦や保護者が安心して出産や子育てができるように支援します。

また、子育ての悩みを気軽に相談できる体制を整備し、訪問による相談支援を推進します。

3 配慮の必要な子どもや家庭等への支援の推進

障がい児施策の充実、子どもの貧困対策、児童虐待防止策の充実等により、支援を必要とする子どもや家庭が、住み慣れたまちで安心して暮らしていくことができるよう、保健、医療、福祉、教育、保育等の多分野における多職種の連携を図り、一人ひとりに応じた支援を推進します。

4 職業生活と子育ての両立の促進

保護者が共に子育てを担い、子育ての喜びを感じ、子育ての時間を共有できるように職業生活と子育ての両立を促進します。

5 安心して子育てできる環境の整備

遊びや交流の場である公園などの環境を維持し、安全で安心な歩行空間の確保や危険箇所の改善に努め、防犯活動等を通じて地域全体で子どもたちを守る活動を推進します。

また、子育て世代が求めるものへの対応や利便性の向上に努め、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

第4章 基本目標ごとの取組

基本目標1 家庭・地域における子育て支援の充実

(1) こどもの自立へ向けた支援

No	事業名	事業内容	担当課
1	こどもセンター	乳幼児の親子が自由に来館し、保護者同士の情報交換や職員への相談が気軽にできる場の提供を行います。また、利用者が利用しやすいセンターづくりに努めるとともに、各種イベントも充実させていきます。	こども教育課
2	母子保健推進活動	妊婦や子育て中の家庭などが安心して、妊娠、出産、育児ができるように、身近な相談者として母子保健推進員が家庭訪問を行い、母子保健事業の紹介をします。また、各種健診や教室に従事し、行政とのパイプ役として母子保健の向上を図ります。	健康福祉課
3	ベビーとママのにこにこ教室	生後3か月児～12か月児を持つ保護者を対象とした親子の交流会として開催し、仲間づくりの支援と育児不安の解消を図ります。	健康福祉課
4	ぴよぴよルーム	満1歳～未就園児の親子を対象に、遊びや絵本の読み聞かせ、体操、季節の行事を行い、子どもの望ましい発達を促します。また、保護者同士の交流の場として、育児の不安を解消できるよう努めます。	こども教育課
5	未就園児絵本配布	満1歳～未就園児を対象に年齢に応じた絵本とともに子育て情報紙「すくすく」を民生委員の協力を得て毎月配布し、絵本を通して親子の豊かな情操教育やふれあいを推進するとともに、子育て情報の発信を行います。	こども教育課
6	子育てパンフレットの発行	2か月児相談や転入者に対して配布しており、子育て世代に広く事業の内容や子育て支援施設などの情報提供を行います。	こども教育課



(2) 地域の子育て支援・ネットワークの充実

No	事業名	事業内容	担当課
1	民生委員・児童委員	子どもや保護者を地域で見守り、適切なサービス利用を促進するため、主任児童委員が主になって各民生委員・児童委員や関係機関との連絡調整をとり、必要な情報の提供や支援を行います。	健康福祉課
2	青少年健全育成活動	地域社会における青少年の自発的活動を推進するため、青少年の主張大会等を行います。また、青少年育成に関する諸問題について協議及び青少年育成関係団体の指導者への研修会の開催を行います。	こども教育課
3	社会福祉協議会との連携	地域福祉の中心的な担い手として社会福祉協議会が設置されており、「子ども祭り」の開催、乳幼児親子向けの行事を行っています。安心して子育てのできる地域づくりを進めるため、今後も社会福祉協議会の自主的な運営への支援を継続して実施していきます。	健康福祉課 こども教育課
4	小学校・中学校 P T A への支援	社会教育団体である小学校 P T A、中学校育友会に対し、その活動を支援し育成補助金を交付することにより、保護者団体の育成と家庭教育力及び地域教育力の向上を図ります。	こども教育課
5	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)	保護者(小学校 P T A、中学校育友会)、地域住民・協力団体(区長会、分館長会、老人会、婦人会など、学校関係者(小学校、中学校、幼稚園、保育園)が一体となって子どもを育てていく共通の目標を持ち、それぞれの団体が連携・協働する体制のもと活動をすすめることで、義務教育9年間の学びの充実を図ります。	こども教育課
6	要保護児童対策地域協議会	県児童相談所、警察、杵藤保健福祉事務所、小学校、中学校、町内保育園、幼稚園、母子保健推進委員、民生児童委員、こども教育課が一体となって、実務者会議、また必要に応じてケース会議を行い、不登校・児童虐待等に対応するために関係機関での情報共有や今後の児童支援・見守りの確認を行っています。	健康福祉課

(3) 安心して子育てができるための生活支援

No	事業名	事業内容	担当課
1	通常保育	保護者の労働や疾病等によって、家庭において保育をすることができない児童に対し、保育所への入園手続きを行い、保育を実施します。	こども教育課
2	延長保育	就労時間等の理由から、延長保育が必要な保護者に対し、各保育所で延長保育を行います。	こども教育課
3	一時預かり	保護者の急病や短時間勤務、育児疲れ等に伴う一時的、緊急的なニーズに応えるため、今後とも希望者が利用しやすいサービスの充実に努めます。	こども教育課
4	病児・病後児保育	病気の回復期にある生後2か月から小学3年生までの子どもを預かることにより、保護者の就労支援を行います。	こども教育課
5	ファミリー・サポート・センター	育児の支援を行いたい者と、支援を受けたい者とを結ぶファミリー・サポート・センター事業の実施を検討します。	こども教育課
6	放課後児童クラブ	保護者が就労等により、放課後留守家庭となる小1～小6の児童を対象に、放課後児童クラブを5教室で実施し、必要な体制づくりを維持します。	こども教育課
7	放課後子ども教室	保護者の就労に関わらず、すべての小学生を対象に放課後及び土曜日、長期休業中の子どもたちの安全な居場所とし、地域住民による指導のもと、スポーツや文化、体験活動を行い、異年齢の交流や心身ともに健やかな成長を支援します。	こども教育課
8	うるるんキッズ教室	小学生対象の「うるるんキッズ」で、集団遊び、昔遊び、運動、工作など子どもにとって望ましい遊びの場を提供します。	こども教育課
9	乳幼児ふれあい	次世代の親となる中学校の生徒に、乳幼児と触れ合わせることで、子どもの特性の理解と親への感謝の気持ちを持つ機会を提供します。	こども教育課
10	性の教育	中学生が正しい性の知識を持つことで、自分の体を守る方法を知るとともに、自分と同様に他者への思いやりの心を育むよう講演会等を行います。また、将来望ましい親の姿がイメージできるような教育を行います。さらに、性感染症や望まない妊娠の予防についての啓発に努めます。	中学校
11	別室における学校生活支援	不登校及び不登校傾向にある生徒の社会的自立や学校及び学校復帰を支援します。	中学校

基本目標 2 妊娠・出産期からの切れ目ない支援の強化

(1) すべての子どもの「豊かな心」と「健やかな体」の育成

No	事業名	事業内容	担当課
1	里帰り出産の妊産婦への支援	江北町において里帰り出産を行う妊産婦等に対して、切れ目のない支援の提供が図られるように情報共有と連携を促進します。	健康福祉課
2	産後ケア事業の実施	出産後1年以内の母子に対して、病院等への宿泊、通所によって、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。	健康福祉課
3	母子健康手帳の交付	母親の妊娠・出産の経過とお子さんの成長や予防接種を記録する母子健康手帳を交付します。また、交付時には保健師が面接し、利用できるサービスについて説明します。妊婦の不安や要望に耳を傾け、ニーズを把握する機会としても積極的に活用していきます。	健康福祉課
4	妊婦健康診査	妊婦の健康管理のため、妊婦の健康診査に対する補助(14回)を実施します。また、健診の結果状況を把握し、必要に応じて訪問指導を実施します。	健康福祉課
5	乳児家庭全戸訪問	保健師、母子保健推進員が訪問し、母子の健康管理と子育ての相談、子育て支援事業の紹介等を行います。出産、退院の直後は育児不安が強いいため、なるべく早期に訪問を実施するように努めます。	健康福祉課
6	離乳食教室	生後4か月児～8か月児をもつ保護者を対象に離乳食についての講義や調理実習を実施します。月齢に適した離乳食について理解し、料理形態や味の確認を行うことにより、家での離乳食作りがスムーズに進められるように支援します。	健康福祉課
7	歯の健康事業 フッ化物塗布 フッ化物洗口	乳幼児健診や歯科保健教室にて歯科衛生士による歯科指導を行います。 希望する乳幼児、園児、小・中学生を対象に、フッ化物塗布およびフッ化物洗口を行います。	健康福祉課 こども教育課 各保育所等 小学校 中学校
8	食育教室	乳幼児とその保護者を対象に、親子で「食」の大切さや、楽しさを学ぶ機会として食育教室を実施します。	健康福祉課
9	電話相談・来所相談	育児に関する悩みや相談を随時、電話や窓口で受け付けます。	健康福祉課
10	乳幼児健康診査	乳幼児の健康を守るため、月齢に応じて健診を実施します。健診を受けやすくするとともに、育児相談をしやすい環境整備に努めます。	健康福祉課

No	事業名	事業内容	担当課
11	幼稚園・保育所・認定こども園での健康診断	乳幼児の健やかな発育を守るため、年2回の定期健康診断と年度途中の入園児を対象にした臨時健康診断（内科・歯科）を実施します。	こども教育課 各保育所等
12	就学時健康診断	就学対象児童の心身の健康状態を把握し、健康上問題のある就学児への適切な就学指導を行います。	こども教育課
13	予防接種	感染症に対する抵抗力をそなえ、疾病の発生及びまん延を予防するため、法に基づき予防接種を実施しています。予防接種の効果や受け方などを保護者が理解し、適切に受けられるよう、乳幼児健康相談、乳幼児健康診査、個人通知、広報紙などで情報を提供していきます。	健康福祉課
14	スクールカウンセラー	子どもが心の悩みや友人関係、ストレスなどで不安を抱えた場合、心理カウンセラーによる相談体制をとり、早期解決を図ります。	こども教育課 小学校 中学校
15	療育相談・言語相談	心理相談、ことばの相談、療育相談など、臨床心理士や言語聴覚士による専門的な対応を行います。	健康福祉課
16	妊婦支援給付	全ての妊婦が安心して出産・子育てができるよう、出産育児関連用品の購入等の経済的負担軽減を図り、妊婦給付認定時に5万円、子どもの人数の届出時に子ども1人につき5万円を支給します。	健康福祉課

（２）教育・保育の相互連携

No	事業名	事業内容	担当課
1	幼児教育・保育の一体的な実施	質の高い幼児教育・保育を総合的に提供できる体制づくりに努め、保護者が利用しやすい環境を整えます。	こども教育課
2	家庭教育学級	P T Aや保護者会を対象に、子育ての方法・教養についての講演会を開催します。	こども教育課
3	幼・保・小・中連携	幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校の連携を密にし、滑らかな接続を目指すことにより、小1プロブレム、中1ギャップなどの環境変化に対する諸問題に対応します。	こども教育課

基本目標 3 配慮が必要な子どもや家庭等への支援

(1) 障がい児等へのきめ細かい支援

No	事業名	事業内容	担当課
1	教育支援センター	指導員を配置して学習や共働的な体験活動を通して、ひきこもりがちで学校に登校できない児童生徒の社会的な自立に向けた支援と不安を抱える児童生徒やその保護者に寄り添った相談支援を行います。	こども教育課
2	通級指導教室の実施	通常学級に在籍する児童生徒を対象に、特定の学習へのつまずきや生活面で困っている状態の改善と苦手な部分の克服のために、通級指導教室で、週に1～3時間個別指導を行います。	こども教育課
3	特別支援学級の実施	知的障害特別支援学級、又は、自閉症・情緒障害特別支援学級で、児童・生徒の状態にあった内容で学習を行い、自立に向けて指導を行います。	こども教育課
4	育成医療	心身に障がいのある18歳未満の児童に対し、当該障がいを除去または軽減し、生活能力を得るために必要な医療費を給付します。	健康福祉課
5	障がい児通所支援	児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの療育を受けられる場や機会を提供します。	健康福祉課
6	特別児童扶養手当	知的障がいまたは身体障がいの状態等（政令で定める程度以上）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。	健康福祉課

(2) 家庭への給付・助成

No	事業名	事業内容	担当課
1	児童手当支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童手当を支給します。	健康福祉課
2	子どもの医療費助成	0歳から高校生年代までの医療に要する費用を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。	健康福祉課
3	学校給食費助成	江北小・中学校に通学する全児童生徒、特別支援学校小学部・中学部に通学する全児童生徒を対象に学校給食費全額を助成し、子育てにかかる経費負担を軽減します。	こども教育課
4	不妊治療費助成	医療保険が適用されない不妊治療費に対して10万円を限度（年度の限度額は20万円）で助成を行います。	健康福祉課
5	未熟児養育医療	養育のため病院に入院することが必要な未熟児に対し、その養育に必要な医療費を給付します。	健康福祉課

(3) 経済的支援の推進

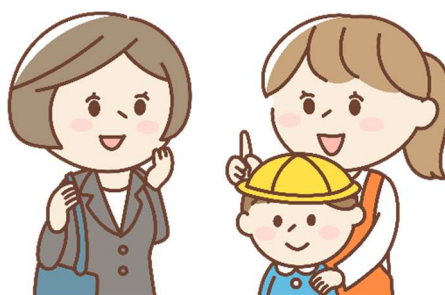
No	事業名	事業内容	担当課
1	児童扶養手当	父母の離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童がいる家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、手当を支給します。	健康福祉課
2	就学援助	経済的に困窮する保護者に対し、小学校・中学校に通う児童の学用品教材費、修学旅行費等の必要な経費の一部を補助し、子育ての経費負担を図ります。	こども教育課
3	ひとり親家庭等医療費助成	母子家庭、父子家庭及び父母のいない児童等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として医療費を助成します。	健康福祉課
4	育英資金貸付	向学心に富み、有能な素質を有する学生または生徒に対し、経済的な理由により就学が困難な場合、育英資金の貸し付けを行います。	こども教育課

(4) 児童虐待防止等対策の強化

No	事業名	事業内容	担当課
1	虐待の早期発見	乳幼児家庭全戸訪問事業や各種健診等の機会、小児科医や保健所の協力により、養育状況の把握に努め、気になる状況がある場合は、継続的な見守りや相談支援を行います。	健康福祉課 こども教育課
2	虐待の早期対応・早期解決	親の育児不安や虐待等の問題について、要保護児童対策地域協議会を中心に、保育所やこどもセンター、民生委員・児童委員との連携により、早期発見・対応に努めます。	健康福祉課 こども教育課
3	被害児童・DV被害者に対する支援	犯罪、いじめ、児童虐待、家庭内における暴力等により被害を受けた子どもやDV被害者の立ち直りを支援するため、学校、警察等の関係機関等との連携による支援体制を構築し、子どもに対するカウンセリングや保護者に対する助言など、きめ細やかな支援を実施します。	健康福祉課 こども教育課

基本目標 4 職業生活と子育ての両立の促進

No	事業名	事業内容	担当課
1	育児休業制度の利用促進	「男性の育児休業取得促進事業（イクメンプロジェクト）」により、事業主に対し、従業員の子育て支援や育児休業などの制度整備及び取得しやすい職場環境の整備を促進します。また、国の方からも産後パパ休暇の創設等の育児休業制度の充実が図られていますので積極的に活用できるよう周知を行っていきます。	総務政策課 地域振興課
2	育児時短就業給付の利用促進	こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択したことに伴う賃金の低下を補い、時短勤務の活用を促すための給付の利用を促進します。	総務政策課 地域振興課
3	国・県等の就職支援事業等の周知	国・県等からの情報誌等を窓口に配架するなどし、情報提供を行います。	地域振興課 総務政策課
4	ワーク・ライフ・バランスの推進	町役場から職員の年次休暇取得の促進を図ります。 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正に向けて、管理職を含めた職員全員に情報提供、研修等による意識啓発を行います。 効率的な業務運営や良好な職場環境作りに向けて採られた行動については、人事評価において適切に評価を行うよう努めます。 また、企業においては子育てと両立しやすい働き方への啓発活動を行います。	総務政策課



基本目標 5 安心して子育てできる環境の整備

No	事業名	事業内容	担当課
1	道路関係整備	全ての人が安全で安心して移動できる歩行空間の確保や整備、危険箇所の改善など安全性の向上に努めるとともに、町道や幹線道路の整備を進め、交通量の分散化を図り、使いやすい道路づくりを推進します。	基盤整備課
2	公園の環境整備	安全・安心かつ良好な遊び場の環境を維持するため、定期的な点検・補修等を実施します。	基盤整備課
3	交通安全活動の推進	町内各地区のPTA会員による通学路の交差点で1学期、2学期の月曜日に児童の登校時の交通安全街頭指導及びあいさつ運動を支援します。	こども教育課
4	防犯活動等の推進	地域の防犯ボランティア・議会議員・町職員により、平日の午後3時～6時の時間帯において青色防犯パトロールを実施し、住民の防犯意識の向上及び青少年の健全育成を図ります。	総務政策課
5	環境浄化活動の推進	青少年育成町民会議委員による有害図書区分陳列調査を実施し、青少年を取り巻く環境浄化に努めます。	こども教育課
6	公共施設整備	外部から来訪者の多い公共施設において、子供連れの人々が安心して利用できるように、乳児用と一緒にのトイレやおむつ交換台の配置を整備していきます。	総務政策課
7	交通安全活動 (通学路等の安全点検)	地区からの通学路における危険箇所などの意見等を学校が取りまとめ、現場を点検し、安全確保のための施策や方法を協議し実施します。また、未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保についても点検を行い実施します。	小学校 中学校 こども教育課 総務政策課 基盤整備 各保育所等

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、地域の実績に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定めることとされています。

また、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町では、教育・保育提供各施設の利用状況、町内の各施設への距離及び移動手段をみると、町内全体が1つの生活圏域となっていることから、町内全体を1区域として設定します。

2 事業計画の体系

区分、施設・事業名		
教育・ 保育・	教育・保育施設	認定こども園・幼稚園・保育所（園）
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
地域子ども・ 子育て支援事業	(1) 利用者支援事業	
	(2) 延長保育事業（時間外保育事業）	
	(3) 放課後児童健全育成事業	
	(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	
	(5) 乳幼児家庭全戸訪問事業	
	(6) 養育支援訪問事業	
	(7) 子育て世帯訪問支援事業	
	(8) 児童育成支援拠点事業	
	(9) 親子関係形成支援事業	
	(10) 地域子育て支援拠点事業	
	(11) 一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））	
	(12) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）	
	(13) 病児・病後児保育事業	
	(14) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	
	(15) 妊婦健康診査事業	
	(16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	(17) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
	(18) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
	(19) 妊婦等包括相談支援事業	
	(20) 産後ケア事業	
	(21) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	

3 事業計画

3-1 教育・保育施設

(1) 事業の概要

就学前児童が希望する教育・保育施設を利用するためには、それぞれの事由や時間に応じて、町から保育の必要性の認定を受けた上で申込みを行う必要があります。

認定の区分については、1号認定（子どもが満3歳以上で教育を希望）・2号認定（子どもが満3歳以上で保育が必要な事由に該当し、保育所等を希望する場合）・3号認定（子どもが満3歳未満で保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望）の3つの区分があり、認定によって利用できる主な施設が異なります

【1号認定・2号認定・3号認定の区分】

支給認定区分	対象年齢	保育の 必要性	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定	3～5歳	なし	満3歳以上～小学校就学前の子ども（2号認定を除く）	認定こども園 幼稚園
2号認定		あり	満3歳以上～小学校就学前の子どもで「保育の必要な事由」に該当し保護者の就労や病気などにより、保育を必要とする子ども	認定こども園 保育所
3号認定	0～2歳		満3歳未満で保護者の就労や病気などにより、保育を必要とする子ども	認定こども園 保育所 小規模保育施設等

(2) 利用実績

(令和6年5月1日現在)

(単位：人)

（単位：人）

認定区分	1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)		3号認定 (0～2歳)			計
	教育を 希望	幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	保育が必要			
				0歳	1歳	2歳	
認定こども園	45		142	8	56	56	307
保育所			74	0	8	12	94
幼稚園	10						10
小規模保育事業				4	13	3	20
計	55		216	12	77	71	431

(3) 年度ごとの量の見込みと確保の方策

就学前児童を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」算出等の考え方」から算出されたニーズ量（量の見込み）に対して、計画年度における確保の方策を設定します。

なお、国が示す算出方法に従って量の見込みを計算した結果が、利用実績と大きくかけ離れていると判断されたものは、実績値より補正を行っています。

1) 令和7年度（2025年度）

(単位：人)

認定区分		1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)	3号認定 (0～2歳)			計	
		教育を 希望	幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳		2歳
量の見込み①		27	7	256	12	68	79	449
		34						
確保の方策	認定こども園	45		139	27	45	51	307
	保育所	0		65	3	15	17	100
	幼稚園	130		0	0	0	0	130
	小規模保育事業	0		0	12	12	14	38
確保の方策の合計②		175		204	42	72	82	575
差引③（②－①）		141		－52	30	4	3	126
利用定員調整対応④		－38		53	－15	0	0	0
過不足（④－③）		103		1	15	4	3	126

※2号認定の不足分は1号認定及び3号認定0歳児との利用定員調整により対応

2) 令和8年度(2026年度)

(単位:人)

（単位：人）

認定区分		1号認定 （3～5歳）	2号認定 （3～5歳）	3号認定 （0～2歳）			計	
		教育を 希望	幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳		2歳
量の見込み①		27	7	253	12	74	62	435
		34						
確保の方策	認定こども園	45		139	27	45	51	307
	保育所	0		65	3	15	17	100
	幼稚園	0		0	0	0	0	0
	小規模保育事業	0		0	12	12	14	38
確保の方策の合計②		45		204	42	72	82	445
差引③（②－①）		11		－49	30	－2	20	10
利用定員調整対応④		－11		50	－27	5	－17	0
過不足（④－③）		0		1	3	3	3	10

※2号認定と3号認定1歳児の不足分は1号認定及び3号認定0歳児・2歳児との利用定員調整により対応

3) 令和9年度(2027年度)

(単位:人)

認定区分		1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)	3号認定 (0～2歳)			計	
		教育を 希望	幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳		2歳
量の見込み①		25	7	229	12	73	67	413
		32						
確保の方策	認定こども園	45		139	27	45	51	307
	保育所	0		65	3	15	17	100
	幼稚園	0		0	0	0	0	0
	小規模保育事業	0		0	12	12	14	38
確保の方策の合計②		45		204	42	72	82	445
差引③（②－①）		13		－25	30	－1	15	32
利用定員変更対応④		－13		25	－12	5	－5	0
過不足（④－③）		0		0	18	4	10	32

※2号認定と3号認定1歳児の不足分は1号認定及び3号認定0歳児・2歳児との利用定員調整により対応

4) 令和 10 年度 (2028 年度)

(単位：人)

（単位：人）

認定区分		1号認定 （3～5歳）	2号認定 （3～5歳）		3号認定 （0～2歳）			計
		教育を 希望	幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳	2歳	
量の見込み①		25	7	237	11	72	66	418
		32						
確保の方策	認定こども園	45		139	27	45	51	307
	保育所	0		65	3	15	17	100
	幼稚園	0		0	0	0	0	0
	小規模保育事業	0		0	12	12	14	38
確保の方策の合計②		45		204	42	72	82	445
差引③（②－①）		13		－33	31	0	16	27
利用定員調整対応④		－13		34	－15	0	－6	0
過不足（④－③）		0		1	16	0	10	27

※ 2号認定の不足分は 1号認定及び 3号認定 0歳児・2歳児との利用定員調整により対応

5) 令和 11 年度 (2029 年度)

(単位：人)

認定区分		1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)	3号認定 (0～2歳)			計	
		教育を 希望	幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	保育が必要			
					0歳	1歳		2歳
量の見込み①		24	6	221	12	72	65	400
		30						
確保の方策	認定こども園	45		139	27	45	51	307
	保育所	0		65	3	15	17	100
	幼稚園	0		0	0	0	0	0
	小規模保育事業	0		0	12	12	14	38
確保の方策の合計②		45		204	42	72	82	445
差引③ (②－①)		15		－17	30	0	17	45
利用定員調整対応④		－14		17	－3	0	0	0
過不足 (④－③)		1		0	27	0	17	45

※ 2号認定の不足分は 1号認定及び 3号認定 0歳児との利用定員調整により対応

3-2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健、医療及び福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供及び助言等必要な支援を行う事業です。

利用者支援のみを実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携や協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、保健師等が保健センター等で母子保健の相談支援を行う「こども家庭センター型」の3類型と、地域における子育て相談対応を行う「地域子育て相談機関」があります。

「地域子育て相談機関」は、中学校圏域に1か所設置することになっています。

【量の見込み】

		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の 見込み	地域子育て 相談機関	か所	0	0	0	0	0
確保の 方策	地域子育て 相談機関	か所	—	—	—	—	—

【確保の方策】

現時点ではこどもセンターが相談及び情報提供等の役割を担っています。今後のニーズを考慮し関係機関と連携をとりながら、事業実施を検討します。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所等の通常の開所日、開所時間以外の日や時間帯において、保育を実施する事業です。

【量の見込み】

これまでの利用状況から見込みます。

		単位	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み		人	2, 828	2, 730	2, 604	2, 642	2, 547
確保	実人数	人	2, 828	2, 730	2, 604	2, 642	2, 547
方策	施設数	か所	6	6	6	6	6

【確保の方策】

延長保育は、町内全ての施設（江北保育園、永林寺保育園、江北ひかりこども園、ひとのねこども園、小規模保育所なのはな、ニチイキッズこうほく保育園）で実施します。その量を維持し、今後も時間外保育ニーズへの対応を図ります。



(3) 放課後児童健全育成事業

1) 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び場や生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込み】

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み		人	292	282	270	274	264
	1年生	人	99	96	92	93	90
	2年生	人	75	72	69	70	67
	3年生	人	59	57	54	55	53
	4年生	人	52	50	48	49	48
	5年生	人	6	6	6	6	6
	6年生	人	1	1	1	1	0
確保	実人数	人	292	282	270	274	264
方策	施設数	単位	5	5	5	5	5

【確保の方策】

江北町放課後児童クラブと放課後児童クラブひとの舎で実施しています。

利用増加に伴う実施場所の確保の課題については、継続して取り組んでいきます。

加えて放課後子ども教室との連携を図り、子どもたちの体験活動の機会の確保にも配慮し、心身ともに健やかな成長を支援することを目指します。

2) 放課後こども教室

保護者の就労に関わらず、すべての江北小学校に就学している児童に対し、授業の終了後及び土曜日・長期休暇中に、地域に住む指導者の下、スポーツ・文化などの体験活動を行い、地域で子どもを見守り、心身ともに健やかな成長を促進する事業です。

【量の見込み】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人	260	251	240	243	234
確保方策	人	260	251	240	243	234

【確保の方策】

放課後子ども教室運営協議会に委託し、児童が希望するスポーツ・文化活動の教室を実施しています。放課後児童クラブと一体型の教室の確保と連携を図りつつ、保護者の就労状況に関わらず、すべての子どもたちの豊かな体験活動と成長の機会を確保していくよう努めます。



(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

ショートステイは、保護者の事情（冠婚葬祭、保護者・家族の育児疲れや育児不安、病気など）により、子どもを児童養護施設等で一定期間預かる事業です。

トワイライトステイは、同様な目的で夜間預かる事業です。

【量の見込み】

1) ショートステイ

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み		人日	3	10	10	10	10
確保	延べ人数	人日	3	10	10	10	10
方策	施設数	か所	1	1	1	1	1

2) トワイライトステイ

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み		人日	1	3	3	3	3
確保	延べ人数	人日	1	3	3	3	3
方策	施設数	か所	1	1	1	1	1

【確保の方策】

令和6年度から事業を実施しており、今後も一時的に養育が困難となった場合の預かり支援を継続して行います。

(5) 乳幼児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み	人	85	84	84	86	86
確保方策	人	85	84	84	86	86

【確保の方策】

子育てに必要な支援や助言を行うと共に、乳児と保護者の現状を把握し、保護者の不安を和らげ、特に支援が必要と認められる方の早期発見に努めます。

(6) 養育支援訪問事業

様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導・助言・支援等を行うことにより、当該家庭の適切な療育の実施を確保する事業です。

【量の見込み】

	単位	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み	人	10	9	9	10	10
確保方策	人	10	9	9	10	10

【確保の方策】

子育てに必要な支援や助言を行うと共に、乳児と保護者の現状を把握し、保護者の不安や負担を和らげ、その家庭が抱える養育上の問題の解決・軽減を図ります。

(7) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て支援等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

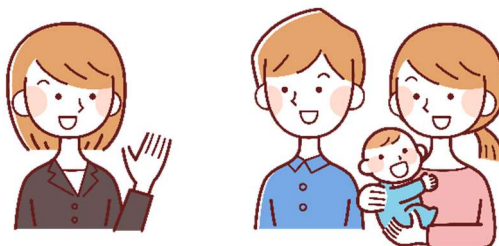
対象者は、相談支援員等が相談を含め対応している世帯の中で、児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯、怠慢・ネグレクト、保護者の育児疲れや育児不安、ヤングケアラー、特定妊婦など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯が考えられます。

【量の見込み】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	24	48	48	48	48
確保方策	人日	—	—	—	—	—

【確保の方策】

ニーズを考慮し関係機関と連携をとりながら、事業の実施について検討を行います。



(8) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。さらに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

対象者は、相談支援員等が相談を含め対応している世帯の中で、一時保護が解除され、児童相談所から市町村に指導委託や行政移管など引き継いだ児童や、虐待相談を受けた児童など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる児童等が考えられます。

【量の見込み】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人	1	3	3	3	3
確保方策	人	—	—	—	—	—

【確保の方策】

ニーズを考慮し関係機関と連携をとりながら、事業の実施について検討を行います。

(9) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。さらに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とします。

対象者は、相談支援員等が相談を含め対応している世帯の中で、保護者の育児不安、育児しつけ相談、性格行動相談、児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯が考えられます。

【量の見込み】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人	6	12	12	12	12
確保方策	人	—	—	—	—	—

【確保の方策】

ニーズを考慮し関係機関と連携をとりながら、事業の実施について検討を行います。

(10) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供及び助言その他の支援を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み 延べ利用回数	人回／年	500	500	500	500	500
確保の方策 実施か所数	か所	1	1	1	1	1

【確保の方策】

こどもセンターの子育てについての相談、情報の提供、その他の援助について、関係機関と連携しながら実施内容について周知啓発し、利用しやすい運営に努めます。

(11) 一時預かり事業（幼稚園型）

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主に昼間において認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所が、一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。保育所入所の要件に満たない短時間労働の保護者の就労支援や保護者の疾病等の対応に加え、障がいがある子どもの保護者の一時的な休息の場としての役割も担っています。

【量の見込み】

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	1号認定	人日	100	100	100	100	100
	2号認定	人日	0	200	200	200	200
	計	人日	100	300	300	300	300
確保方策		人日	100	300	300	300	300
		か所	1	3	3	3	3

【確保の方策】

幼稚園と認定こども園でニーズへの対応を図ります。



(12) 一時預かり事業（一般型）

保護者の勤務や事情により、子どもを一時的に保育所や認定こども園などに預けることができる事業です。幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）とは異なり、基本的には全ての年齢の児童、家庭で利用することができます。

【量の見込み】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	1,425	1,375	1,312	1,331	1,283
確保の方策 (一時預かり)	人日	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560

【確保の方策】

現在、江北ひかりこども園において、1日定員6人で実施しています。現在の体制で今後も対応していきます。

(13) 病児・病後児保育事業

病気または病気の回復期にある児童で、病気が原因で通常の保育サービスが利用できない場合に、病院・保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が病児および病後児の一時的な保育等を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	1,627	1,571	1,498	1,520	1,465
確保 方策	病児病後 児保育	人日	1,770	1,770	1,770	1,770
	か所	1	1	1	1	1

【確保の方策】

古賀小児科「スマイルルーム」で病児対応型の病児保育および永林寺保育園で体調不良型の病児保育を実施しており、今後も現状を維持して量の確保を図ります

(14) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生などの子どもがいる保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を希望する保護者と援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡や調整を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人日	100	200	200	200	200
確保方策	人日	—	—	—	—	—

【確保の方策】

同様のサービスであるシェアリングエコノミーを活用しながら、必要性の高まりに応じて導入を検討します。導入にあたっては支援者登録を行ってもらうための働きかけや、子育て世帯への制度周知を図ります。

(15) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持・増進や妊娠経過が順調かを知るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施する事業です。

また、必要に応じて妊娠期間中の適時に医学的検査も実施します。

【量の見込み】

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	対象者数	人	89	88	88	90	90
	健診回数	人回	1,246	1,232	1,232	1,260	1,260
確保方策		人回	1,246	1,232	1,232	1,260	1,260

【確保の方策】

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的として、妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し、安全安心な出産に向けた支援を行います。

(16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園、幼稚園及び保育所に対して保護者が支払うべき副食材料費、日用品及び文房具その他の教育及び保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に関する費用等を助成する事業です。

【実施の有無】

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
実施有無	—	—	—	—	—

【実施方針】

必要性の高まりに応じて、実施判断を行います。

(17) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施方針】

必要性の高まりに応じて、実施判断を行います。

(18) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て支援等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【確保の方策】

ニーズを考慮し関係機関と連携をとりながら、事業の実施について検討を行います。

(19) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、アンケートや面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

【量の見込み】 妊娠届出数や今後の出生数から見込みます。

			単位	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の 見込み	妊婦等包括 相談支援事業	妊娠届出数	件	89	88	88	90	90
		1 組当たり 面談等回数	回	3	3	3	3	3
		面談等実施 合計回数	回	267	264	264	270	270
確保の 方策	妊婦等包括相 談支援事業	こども家庭 センターに おける面談 等実施合計 回数	回	267	264	264	270	270

(20) 産後ケア事業

産科退院後に支援が必要な母子を対象に、訪問等を通じて、母親の心身のケアやサポートを行う事業です。

【量の見込み】

		令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の 見込み	延べ利用人日 (人日/年)	20	20	20	20	20
確保の 方策	延べ利用人日 (人日/年)	20	20	20	20	20

【確保の方策】

サービス内容の充実等事業の拡充を図り、利用しやすい体制の整備に努めます。

(21) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等を利用していない満3歳未満の児童を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間の利用可能枠の中で保育を提供します。

【量の見込み】

① 0歳児

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	延べ利用 人日	人日	—	4	4	4	4
確保の方策	延べ利用 人日	人日	—	4	4	4	4

② 1歳児

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	延べ利用 人日	人日	—	1	1	1	1
確保の方策	延べ利用 人日	人日	—	1	1	1	1

③ 2歳児

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	延べ利用 人日	人日	—	2	2	1	1
確保の方策	延べ利用 人日	人日	—	2	2	1	1

【確保の方策】

令和8年度から全自治体で実施することとなっており、実施に向けた体制づくりに努めます。



4 幼児教育・保育の一体的な提供と体制の確保

(1) 幼児教育・保育の一体的な提供

子育て家庭の状況や地域の実情に応じ、保護者の就労状況等で分けずに幼児教育・保育を一体的に提供できる体制づくりに努め、保護者が利用しやすい環境を整えます。

(2) 幼児教育・保育の質の向上

質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するためには、継続的な質の向上が重要です。

研修の機会の提供をはじめ、本町が定める教育・保育事業の運営に関する基準の遵守状況の確認や指導・助言など、教育・保育現場のさらなる質の向上に向けた取組を引き続き実施します。

(3) 幼児教育・保育と小学校の連携

子どもの発達には、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいものでもあることから、個々の発達に応じた適切な関わり、質の高い幼児教育・保育の提供や子育ての支援を通じて、今後も幼児教育・保育と小学校との連携強化に努めます。

5 幼児教育・保育に関する支援と指導監査

「子どものための教育・保育給付」については、本町の確認を受けた施設・事業の利用にあたって必要な財政支援を行います。

また、「子育てのための施設等利用給付」については、保護者の経済的負担感を軽減するため、今後も継続的な支援を行います。

なお、給付にあたっては、施設・事業の運用状況、職員の配置状況や幼児教育・保育の実施状況等について、県と連携しながら必要な指導監督を行います。

第 3 期 江北町子ども・子育て支援事業計画

発行／令和 7 年 3 月

江北町教育委員会 こども教育課

〒849-0592 佐賀県杵島郡江北町大字山口 1651 番地 1

☎0952-86-5623